

改正後	改正前
<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第86条の6 酒類の表示の基準</p> <p>5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等 (省略)</p> <p>(1) 表示基準の意義 近年、消費者の食品に対する認識は、安全、健康といった観点から有機農産物、<u>有機畜産物</u>、<u>有機加工食品</u>への関心が高まっており、酒類製造者においても有機米純米酒、有機ワイン等といった名称の酒類が生産されているところであるが、これらの酒類における有機等の表示の基準を明確化するとともに、表示の適正化を図るものである。</p> <p>(2) <u>有機農畜産物加工酒類</u>における有機等の表示 イ 有機又はオーガニック（以下この5において「有機等」という。）の表示は、<u>有機農畜産物加工酒類</u>の製造方法等の基準を満たしている酒類について表示ができるものであり、その表示を義務付けるものではないのであるから留意する。 ロ～ハ (省略)</p> <p>(3) <u>有機農畜産物加工酒類</u>の製造方法等の基準 イ 表示基準2の(1)「原材料」について <u>(イ) 「加工助剤」とは、食品の加工の際に添加される物であって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。</u> <u>(ロ) 表示基準2の(1)のロに規定する「当該酒類の製造場に移入し、又は引き取った酒類で第1号から第3号の規定に該当することについての証明があるもの」とは、当該酒類の送り状等に当該酒類が表示基準2の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認することができる書面及び資料（以下「書面等」という。）が添付されているものをいう。</u></p>	<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第8編 酒類行政法令関係 第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第86条の6 酒類の表示の基準</p> <p>5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等 (同左)</p> <p>(1) 表示基準の意義 近年、消費者の食品に対する認識は、安全、健康といった観点から有機農産物、<u>有機農産物加工食品</u>への関心が高まっており、酒類製造者においても有機米純米酒、有機ワイン等といった名称の酒類が生産されているところであるが、これらの酒類における有機等の表示の基準を明確化するとともに、表示の適正化を図るものである。</p> <p>(2) <u>有機農産物加工酒類</u>における有機等の表示 イ 有機又はオーガニック（以下この5において「有機等」という。）の表示は、<u>有機農産物加工酒類</u>の製造方法等の基準を満たしている酒類について表示ができるものであり、その表示を義務付けるものではないのであるから留意する。 ロ～ハ (同左)</p> <p>(3) <u>有機農産物加工酒類</u>の製造方法等の基準 イ 表示基準2の(1)「原材料」について <u>(新設)</u> <u>(イ) ハに規定する「当該酒類の製造場に移入し、又は引き取った酒類で第1号から第3号の規定に該当することについての証明のあるもの」とは、当該酒類の送り状等に当該酒類が表示基準2の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認することができる書面及び資料（以下「書面等」という。）が添付されているものをいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>なお、当該酒類が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下この 5 において「JAS法」という。）に規定する格付制度と同等の制度を有する国から輸入されたものであるときは、表示基準 4 に規定する証明書の添付によることができる。</p> <p><u>(イ) 表示基準 2 の(1)のハからヘ及びチから除くこと</u> <u>としている放射線照射が行われたもの及び組換え DNA 技術を用いて生産等されたものかどうか</u> は、当該原材料の容器等の表示の有無に関わらず、<u>実態により判断するものとする。</u></p> <p><u>(ロ) 有機農畜産物加工酒類</u>に同一の品目の<u>有機農畜産物加工酒類</u>以外の酒類を混和した場合の表示基準の適用は、次による。</p> <p>A 混和した<u>有機農畜産物加工酒類</u>以外の酒類が<u>有機農畜産物加工酒類</u>と同一の酒類製造場において製造されたものであり、かつ、表示基準 2 の(1)及び(3)に定める基準を満たす場合には、それぞれの酒類の製造に使用した原材料の合計重量により混和後の酒類の原材料の使用割合を計算し、表示基準を適用する。</p> <p>B 混和した<u>有機農畜産物加工酒類</u>以外の酒類が A 以外の場合には、混和後の酒類は<u>有機農畜産物加工酒類</u>に該当しないこととなる。</p> <p>なお、この場合においても、表示基準 5 に規定する<u>有機農畜産物等</u>の使用表示は行うことができるのであるから留意する。</p> <p>ロ 表示基準 2 の(2)「原材料の使用割合」について</p> <p><u>(イ) 原材料の重量から除くこととされている水の重量</u>は、酒類の原材料として使用した水の重量をいい、酒類の原材料として使用した<u>有機農畜産物等</u>に含まれている水分は、当該<u>有機農畜産物等</u>の重量に含まれるものとする。</p> <p>(ロ)～(ハ) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ハ 表示基準 2 の(3)「製造その他の工程に係る管理」について</p>	<p>なお、当該酒類が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下この 5 において「JAS法」という。）に規定する格付制度と同等の制度を有する国から輸入されたものであるときは、表示基準 4 に規定する証明書の添付によることができる。</p> <p><u>(ロ) ニに規定する放射線照射食品及び組換え DNA 技術を用いたものかどうか</u>は、当該原材料の容器等の表示の有無に関わらず、<u>実際に用いているかどうかを確認した上で判断するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 有機農産物加工酒類</u>に同一の品目の<u>有機農産物加工酒類</u>以外の酒類を混和した場合の表示基準の適用は、次による。</p> <p>A 混和した<u>有機農産物加工酒類</u>以外の酒類が<u>有機農産物加工酒類</u>と同一の酒類製造場において製造されたものであり、かつ、<u>原材料の使用割合を除き表示基準 2 の(1)から(3)に定める基準を満たす場合には、それぞれの酒類の製造に使用した原材料の合計重量により混和後の酒類の原材料の使用割合を計算し、表示基準を適用する。</u></p> <p>B 混和した<u>有機農産物加工酒類</u>以外の酒類が A 以外の場合には、混和後の酒類は<u>有機農産物加工酒類</u>に該当しないこととなる。</p> <p>なお、この場合においても、表示基準 5 に規定する<u>有機農産物等</u>の使用表示は行うことができるのであるから留意する。</p> <p>ロ 表示基準 2 の(2)「原材料の使用割合」について</p> <p><u>(イ) 「水の重量を除いた原材料の重量」における「水の重量」とは、酒類の原材料として使用した水の重量をいい、酒類の原材料として使用した有機農産物等に含まれている水分は、当該有機農産物等の重量に含まれるものとする。</u></p> <p>(ロ)～(ハ) (同左)</p> <p><u>(ニ) 「製造するために必要な最小限度のもの」とは、酒類の製造の健全を期するため等の食品添加物の使用目的を達成するために必要な最小限の量をいう。</u></p> <p>なお、<u>食品添加物の使用が製造するために必要な最小限度を超えている酒類は、有機農産物等の使用割合が 95%以上であっても、有機農産物加工酒類には該当しないのであるから留意する。</u></p> <p>ハ 表示基準 2 の(3)「製造その他の工程に係る管理」について</p>

改正後	改正前
<p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) <u>食品添加物を使用する場合の「必要最小限度」とは、酒類の製造の健全を期するため等の食品添加物の使用目的を達成するために必要な最小限の量をいう。</u></p> <p><u>なお、食品添加物の使用量が、その使用目的を達成するために必要な最小限の量を超えている酒類は、有機農畜産物等の使用割合が95%以上であつても、有機農畜産物加工酒類には該当しないのであるから留意する。</u></p> <p>(ハ) 「製造その他の工程に係る管理」は、酒類業者の業態に応じて以下に掲げる管理方法によることとする。</p> <p>ただし、JAS法第16条《登録認定機関の登録》の規定に基づき<u>有機加工食品</u>に係る登録認定機関の登録を受けた者（以下「登録認定機関」という。）に酒類の原材料及び製造工程等の検査を依頼し、当該登録認定機関から表示基準を満たしている旨の証明（当該登録認定機関が行う酒類に関する有機の認証を含む。）を受けた酒類については、表示基準2の(1)から(3)の定める基準を満たすものとして<u>取り扱う</u>。</p> <p>A 酒類製造における管理方法</p> <p>(A)～(B) (省略)</p> <p>(C) 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該<u>有機農畜産物加工酒類</u>ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。</p> <p>(D) (省略)</p> <p>B 酒類の詰め替えにおける管理方法</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>a <u>有機農畜産物加工酒類</u>の受入れ及び保管に関する事項</p> <p>b 詰め替え前の<u>有機農畜産物加工酒類</u>の表示の確認に関する事項</p> <p>c～g (省略)</p> <p>(C) 内部規程に基づいて詰め替えを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該<u>有機農畜産物加工酒類</u>ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上</p>	<p>(イ) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ロ) 「製造その他の工程に係る管理」は、酒類業者の業態に応じて以下に掲げる管理方法によることとする。</p> <p>ただし、JAS法第17条の6《登録認定機関の登録》の規定に基づき<u>有機農産物加工食品</u>に係る登録認定機関の登録を受けた者（以下「登録認定機関」という。）に酒類の原材料及び製造工程等の検査を依頼し、当該登録認定機関から表示基準を満たしている旨の証明（当該登録認定機関が行う酒類に関する有機の認証を含む。）を受けた酒類については、表示基準2の(1)から(3)の定める基準を満たすものとして<u>取扱う</u>。</p> <p>A 酒類製造における管理方法</p> <p>(A)～(B) (同左)</p> <p>(C) 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該<u>有機農産物加工酒類</u>ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。</p> <p>(D) (同左)</p> <p>B 酒類の詰め替えにおける管理方法</p> <p>(A) (同左)</p> <p>(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>a <u>有機農産物加工酒類</u>の受入れ及び保管に関する事項</p> <p>b 詰め替え前の<u>有機農産物加工酒類</u>の表示の確認に関する事項</p> <p>c～g (同左)</p> <p>(C) 内部規程に基づいて詰め替えを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該<u>有機農産物加工酒類</u>ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保</p>

改正後	改正前
<p>保持すること。</p> <p>C 酒類の輸入における管理方法</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>a <u>有機農畜産物加工酒類</u>の受入れ及び保管に関する事項</p> <p>b～e (省略)</p> <p>(C) 内部規程に基づいて輸入酒類の受入れ及び保管を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該<u>有機農畜産物加工酒類</u>ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。</p> <p>ニ 表示基準2の(4)「品目の表示」について</p> <p>(イ) 「品目の前若しくは後又は近接する場所」とは、消費者が「<u>(有機農畜産物加工酒類)</u>」又は「<u>(有機農産物加工酒類)</u>」の表示を見たときに当該表示の文字と品目の文字とが一体に表示されていると判断できる場所をいう。</p> <p>なお、「<u>(有機農畜産物加工酒類)</u>」又は「<u>(有機農産物加工酒類)</u>」の表示は、消費者が品目の文字と一体に表示されていると判断できるものであれば、2段書き等により表示することとしても差し支えない。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(4) 表示基準3「<u>有機農畜産物加工酒類</u>の名称等の表示」について</p> <p>イ 表示基準3の(1)に規定する「<u>有機農畜産物加工酒類</u>であることを表す事項」には、例えば、有機果実酒(ワイン)、有機ビールなどのように有機等の文字と酒類の一般的な名称(酒類の品目を含む。)又は商品名の文字を一体的に表示する場合を含むものとする。</p> <p>ロ 表示基準3の(1)及び(2)に規定する「<u>農畜産物等の一般的な名称</u>」とは、例えば、米、麦、米こうじ、麦芽、卵などのように<u>農畜産物等</u>の内容を的確に表現し、一般的に理解される名称をいう。</p> <p>ハ 「<u>転換期間中</u>」の意義</p> <p>表示基準3の(2)に規定する「<u>有機農産物又はこれを原材料として製造若しくは加工したもの</u>のうち、その名称に「<u>転換期間中</u>」と表示されているもの」とは、<u>転換期間中</u>のほ場(有機農産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1605号)第4</p>	<p>保持すること。</p> <p>C 酒類の輸入における管理方法</p> <p>(A) (同左)</p> <p>(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>a <u>有機農産物加工酒類</u>の受入れ及び保管に関する事項</p> <p>b～e (同左)</p> <p>(C) 内部規程に基づいて輸入酒類の受入れ及び保管を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該<u>有機農産物加工酒類</u>ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。</p> <p>ニ 表示基準2の(4)「品目の表示」について</p> <p>(イ) 「品目の前若しくは後又は近接する場所」とは、消費者が「<u>(有機農産物加工酒類)</u>」の表示を見たときに当該表示の文字と品目の文字とが一体に表示されていると判断できる場所をいう。</p> <p>なお、「<u>(有機農産物加工酒類)</u>」の表示は、消費者が品目の文字と一体に表示されていると判断できるものであれば、2段書き等により表示することとしても差し支えない。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(4) 表示基準3「<u>有機農産物加工酒類</u>の名称等の表示」について</p> <p>イ (1)に規定する「<u>有機農産物加工酒類</u>であることを表す事項」には、例えば、有機果実酒(ワイン)、有機ビールなどのように有機等の文字と酒類の一般的な名称(酒類の品目を含む。)又は商品名の文字を一体的に表示する場合を含むものとする。</p> <p>ロ (1)及び(2)に規定する「<u>農産物等の一般的な名称</u>」とは、例えば、米、麦、米こうじ、麦芽などのように<u>農産物等</u>の内容を的確に表現し、一般的に理解される名称をいう。</p> <p>ハ 「<u>転換期間中</u>」の意義</p> <p>(2)に規定する「<u>有機農産物又は有機農産物加工食品のうち、その名称に「転換期間中」と表示されているもの</u>」とは、<u>転換期間中</u>ほ場(有機農産物の日本農林規格(平成12年農林水産省告示第59号)第4条《生産の方法についての基準》の「<u>ほ場の条</u></p>

改正後	改正前
<p>条《生産の方法についての基準》の「<u>ほ場又は採取場</u>」の基準1の(2)に該当するほ場をいう。)において生産された有機農産物及び当該有機農産物を原材料に使用した<u>有機加工食品</u>をいう。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(5) 表示基準4「輸入酒類に係る取扱い」について</p> <p>イ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に規定する格付制度と同等の制度を有する国」とは、JAS法第15条の2《輸入業者による格付の表示》第2項の規定に基づき農林水産省令で定められた国をいう。</p> <p>ロ～ハ (省略)</p> <p>ニ イに規定する国以外の国から輸入される酒類については、当該酒類の送り状等に当該酒類が表示基準2の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認することができる書面等が添付されており、かつ、当該書面等を当該酒類を保税地域から引き取る者が保存している場合に限り、表示基準2の(1)から(3)の規定を満たすものとする。</p> <p>なお、この場合において、原材料として使用する有機農産物、<u>有機畜産物及び有機加工食品</u>は、日本農林規格の格付けがなされているものを使用する必要があるから留意する。</p> <p>(6) 表示基準5「<u>有機農畜産物等を</u>原材料に使用した酒類における<u>有機農畜産物等の</u>使用表示」について</p> <p>イ <u>有機農畜産物等の</u>使用表示は、表示基準5の各号に定める要件をすべて満たしている酒類について表示ができるものであり、その表示を義務付けるものではないのであるから留意する。</p> <p>なお、<u>有機農畜産物等の</u>使用表示をする場合は、<u>有機農畜産物等の</u>使用割合を表示する必要があることから、例えば、酒類を混和し、混和後の酒類における<u>有機農畜産物等の</u>使用割合が計算できないときは<u>有機農畜産物等の</u>使用表示はできないのであるから留意する。</p> <p>ロ 「当該酒類の品質が<u>有機農畜産物加工酒類</u>と同等又は優れている印象を与える方法」とは、「有機〇〇100%使用」、「100%有機〇〇使用」、「有機〇〇のお酒」、「有機だけのお酒」、「有機〇〇からつくったお酒」などのように<u>有機農畜産物等</u>が原材料の一部であるにもかかわらず、原材料の全部が<u>有機農畜産物等</u>であるかのような誤認を与える表示をいう。</p> <p>(注) 「〇〇」は、「米」、「ぶどう」、「麦」、「卵」等、<u>農畜産物等</u>の一般的な名称である。</p>	<p>件)の基準2の(2)に該当するほ場をいう。)において生産された有機農産物及び当該有機農産物を原材料に使用した<u>有機農産物加工食品</u>をいう。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(5) 表示基準4「輸入酒類に係る取扱い」について</p> <p>イ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に規定する格付制度と同等の制度を有する国」とは、JAS法第15条の7《輸入業者による格付の表示》第2項の規定に基づき農林水産省令で定められた国をいう。</p> <p>ロ～ハ (同左)</p> <p>ニ イに規定する国以外の国から輸入される酒類については、当該酒類の送り状等に当該酒類が表示基準2の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認することができる書面等が添付されており、かつ、当該書面等を当該酒類を保税地域から引き取る者が保存している場合に限り、表示基準2の(1)から(3)の規定を満たすものとする。</p> <p>なお、この場合において、原材料として使用する有機農産物及び<u>有機農産物加工食品</u>は、日本農林規格の格付けがなされているものを使用する必要があるから留意する。</p> <p>(6) 表示基準5「<u>有機農産物等を</u>原材料に使用した酒類における<u>有機農産物等の</u>使用表示」について</p> <p>イ <u>有機農産物等の</u>使用表示は、表示基準5の各号に定める要件をすべて満たしている酒類について表示ができるものであり、その表示を義務付けるものではないのであるから留意する。</p> <p>なお、<u>有機農産物等の</u>使用表示をする場合は、<u>有機農産物等の</u>使用割合を表示する必要があることから、例えば、酒類を混和し、混和後の酒類における<u>有機農産物等の</u>使用割合が計算できないときは<u>有機農産物等の</u>使用表示はできないのであるから留意する。</p> <p>ロ 「当該酒類の品質が<u>有機農産物加工酒類</u>と同等又は優れている印象を与える方法」とは、「有機〇〇100%使用」、「100%有機〇〇使用」、「有機〇〇のお酒」、「有機だけのお酒」、「有機〇〇からつくったお酒」などのように<u>有機農産物等</u>が原材料の一部であるにもかかわらず、原材料の全部が<u>有機農産物等</u>であるかのような誤認を与える表示をいう。</p> <p>(注) 「〇〇」は、「米」、「ぶどう」、「麦」等、<u>農産物</u>の一般的な名称である。</p>

改正後	改正前
<p>ハ (省略)</p> <p>ニ 「酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示」とは、「有機米使用清酒」、「有機ぶどう使用ワイン」などのような表示をいう。</p> <p>ホ 輸入酒類に<u>有機農畜産物等</u>の使用表示をする場合における<u>有機農畜産物等</u>の使用割合の確認の取扱いは、(5)に準じて行うものとする。</p> <p>ヘ <u>有機農畜産物等</u>の使用表示を行う場合における原材料として使用した<u>有機農畜産物等</u>及び原材料の配合割合等の製造工程に関する記録の取扱いは、(3)のハの(イ)に準じて行うものとする。</p> <p>(7) 酒類における遺伝子組換えに関する表示</p> <p>イ 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）」の加工食品の規定を準用して行うものであるが、その表示方法を例示すると次のとおりである。</p> <p>なお、遺伝子組換えに関する表示が不要な加工食品の原材料について、遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、例示の表示方法によるのであるから留意する。</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>(ニ) 特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</p> <p>当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇遺伝子組換え」（〇〇は、<u>表示基準別表4</u>の左欄に掲げる形質。(ホ)において同じ。)等の表示</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(ホ) (省略)</p> <p>ロ <u>表示基準6の(3)に規定する</u>「組換えDNA技術を用いて生産された<u>農産物</u>の属する作目以外の作目」とは、遺伝子組換え農産物が存在しない農産物のことをいう。</p> <p>なお、当該農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品を原材料とする酒類（当該酒類を原材料とするものを含む。）に、遺伝子組換えでないことを表す用語（例えば、「遺伝子組換え〇〇（〇〇は、当該農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品。以下このロにおいて同じ。）を使用していません。」等）を表示することは、生産・流通段階を通じて分別された遺伝子組換え農産物が存在しないの</p>	<p>ハ (同左)</p> <p>ニ 「酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示」とは、「有機米使用清酒」、「有機ぶどう使用ワイン」などのような表示をいう。</p> <p>ホ 輸入酒類に<u>有機農産物等</u>の使用表示をする場合における<u>有機農産物等</u>の使用割合の確認の取扱いは、(5)に準じて行うものとする。</p> <p>ヘ <u>有機農産物等</u>の使用表示を行う場合における原材料として使用した<u>有機農産物等</u>及び原材料の配合割合等の製造工程に関する記録の取扱いは、(3)のハの(ロ)に準じて行うものとする。</p> <p>(7) 酒類における遺伝子組換えに関する表示</p> <p>イ 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）」の加工食品の規定を準用して行うものであるが、その表示方法を例示すると次のとおりである。</p> <p>なお、遺伝子組換えに関する表示が不要な加工食品の原材料について、遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、例示の表示方法によるのであるから留意する。</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>(ニ) 特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</p> <p>当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇遺伝子組換え」（〇〇は、<u>「表示基準」別表4</u>の左欄に掲げる形質。(ホ)において同じ。)等の表示</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(ホ) (同左)</p> <p>ロ 「組換えDNA技術を用いて生産された<u>農作物</u>の属する作目以外の作目」とは、遺伝子組換え農産物が存在しない農産物のことをいう。</p> <p>なお、当該農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品を原材料とする酒類（当該酒類を原材料とするものを含む。）に、遺伝子組換えでないことを表す用語（例えば、「遺伝子組換え〇〇（〇〇は、当該農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品。以下このロにおいて同じ。）を使用していません。」等）を表示することは、生産・流通段階を通じて分別された遺伝子組換え農産物が存在しないのに、当該酒類に使用した〇〇のみが遺伝子組換えで</p>

改正後	改正前
<p>に、当該酒類に使用した〇〇のみが遺伝子組換えでないと消費者に誤認されるおそれがあるため、表示することができないのであるから留意する。</p> <p>(8) 表示基準の附則 2 の取扱い</p> <p>「当該農産物等が有機農産物の日本農林規格又は有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることが確認できる場合」とは、登録認定機関又は生産工程管理者（JAS法第 14 条《製造者等の行う格付》第 2 項の規定に基づき農林水産大臣又は登録認定機関による認定を受けた者）から当該農産物等が有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることを証明する書面の交付を受け、当該書面を酒類製造者において保存している場合をいう。</p>	<p>ないと消費者に誤認されるおそれがあるため、表示することができないのであるから留意する。</p> <p>(8) 表示基準の附則 2 の取扱い</p> <p>「当該農産物等が有機農産物の日本農林規格又は有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることが確認できる場合」とは、登録認定機関又は生産工程管理者（JAS法第 15 条《製造者等の行う格付》第 2 項の規定に基づき農林水産大臣又は登録認定機関による認定を受けた者）から当該農産物等が有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることを証明する書面の交付を受け、当該書面を酒類製造者において保存している場合をいう。</p>